

まるごとホスティングⅡ利用約款

第1条（まるごとホスティングⅡ 利用約款の目的）

この「まるごとホスティングⅡ利用約款」（以下「本約款」という）は、株式会社まるごとオフィス（以下「当社」という。）が提供するサービスである「まるごとホスティングⅡ」の利用を目的とする契約（以下「利用契約」という。）の内容等について定めるものです。

第2条（申込の方法）

- 1 利用契約の申込の方法は、所定の申込書（以下単に「申込書」という）のすべての項目を漏れなく記入し、捺印のうえ、これを当社または当社が利用契約の媒介を委託している販売店（以下、単に「販売店」という）に提出する。
- 2 利用契約の申込に際し、次の各号の項目について、申込書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
 - (1) 利用契約の種類（以下「サービスプラン」という。）
 - (2) 利用契約の存続期間（以下「契約期間」という。）
 - (3) 料金の支払方法
- 3 利用契約の申込に際しては、事前に本約款のすべての内容を確認し、これに承諾したうえで申込書を提出してください。申込書の提出がなされた場合、本約款の全ての内容につき、同意・承諾がなされたものとみなします。
- 4 当社は、本約款の全部または一部を承諾しない利用契約締結希望者（以下「締結希望者」という）については、利用契約の申込及び「まるごとホスティングⅡ」の利用を拒否しますので、申込書の提出を行わないでください。

第3条（利用契約の成立等）

- 1 利用契約は、原則として、次の各号の事由を要件として成立するものとします。
 - (1) 申込書が当社に到達すること。
 - (2) 当社が締結希望者の申込みに対して承諾の意思表示を行うこと。
- 2 利用契約は、当社の発信した承諾の意思表示が締結希望者のもとに到達した時に成立するものとします。ただし、締結希望者が別途販売店との間で合意をした場合は、その合意内容に従うものとします。

第4条（承諾を行わない場合）

- 1 当社は、締結希望者に次の各号のいずれかの事由が存するときは、利用契約の申込に対して承諾しないことがあります。
 - (1) 本約款に違背することが明らかに予想される場合。
 - (2) 当社に対して負担する債務（種類は問わない）の履行について遅滞の生じたことがある場合もしくは、将来において履行遅滞に陥ることが合理的に予想される場合。
 - (3) 利用契約の申込に際し虚偽の事実を申告した場合。
 - (4) 利用契約の申込の際、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人であって、自らの行為によって確定的に利用契約を締結する行為能力を欠き、法定代理人またはその他の同意権者の同意または追認がない場合。
 - (5) 反社会的な団体もしくは反社会的な団体の構成員と推認される場合
 - (6) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障がある場合または支障の生じる恐れがある場合。
- 2 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨の通知をしません。また、不承諾の理由について開示しません。

第5条（サービスの利用の開始）

サービスの利用開始可能日は、当社もしくは販売店から別途通知します。

第6条（まるごとホスティングⅡの内容等）

- 1 「まるごとホスティングⅡ」のサービス内容は、一台のサーバを他の利用者と共用する形でお客さまに提供するものです。
- 2 「まるごとホスティングⅡ」は、お客さまに専用サーバを提供するものではありませんが、専用サーバに匹敵する快適な使用感を満喫できるよう努力します。

第7条（基本サービス）

- 1 当社は、サービスプランごとに当社が別途定めるところに従い、次の各号に掲げるサービスの一方または双方を基本サービスとしてお客さまに提供します。
 - (1) WWW (World Wide Web) のサービス
 - (2) 電子メールのサービス
- 2 前項(1)のサービスの内容は、ホームページを公開するために利用することができるWWW (World Wide Web) サーバの機能をお客さまに提供するものです。
- 3 第1項(2)のサービスの内容は、電子メールを受け取るために利用することができる電子メールサーバの機能をお客さまに提供するものです。
- 4 当社は、本条に掲げる基本サービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、これによってお客さまに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

第8条（IPアドレス）

- 1 当社は、前条の基本サービスの提供に際し、当社が割り当てる権限を有する特定のIP (Internet Protocol) アドレスを割り当てます。
- 2 当社は、前項により割り当てたIPアドレスを予告なく変更する場合があります。当社は、これによってお客さまに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

第9条（DNSサーバ）

- 1 当社は、「まるごとホスティングⅡ」をドメイン名で利用することができるようにするため、第7条に定める基本サービスの提供に際し、プライマリDNS (Domain Name System) サーバおよびセカンダリDNSサーバをあわせて提供します。ただし、お客さまから申出があったときは、プライマリDNSサーバまたはセカンダリDNSサーバの一方または双方を提供しない場合があります。
- 2 当社は、前項により当社が提供するプライマリDNSサーバまたはセカンダリDNSサーバの動作保証をするものではなく、これらが適切に動作しないことによりお客さまに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、第1項によって提供するプライマリDNSサーバまたはセカンダリDNSサーバを予告なく変更する場合があります。当社は、これによりお客さまに損害が生じたとしても一切の責任を負いません。

第10条（オプションサービス）

- 1 当社は、お客さまから申出があったときは、別途に定めるオプションサービスを第7条の基本サービスに付加して提供します。
- 2 当社は、前項に定めるオプションサービスの内容を予告なく変更する場合があります。当社は、これによりお客さまに損害が生じたとしても一切の責任を負いません。
- 3 お客さまは、第1項に基づき提供を受けるオプションサービスの全部または一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止めることができます。
- 4 前項の場合、お客様は、当社宛に、当社の定める方法・方式に従って当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方法・方式に従わない場合には、当該通知は効力を有しません。
- 5 お客さまは、前項に定める適式な通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失います。
- 6 お客さまは、前3項の規定に従ってオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、すでに当社に支払済みである「オプション新規セットアップ料金」および「オプション月額利用料金」の全部または一部の返還を受けることはできません。

第11条（登録済みのドメイン名の使用）

- 1 お客様は、その名義もしくは第三者の名義で登録済のドメイン名（以下「保有ドメイン名」という）を使用する権利を保有する場合、「まるごとホスティングⅡ」の利用に際し、保有ドメイン名を使用できる場合があります。
- 2 当社は、「まるごとホスティングⅡ」の利用に際し、保有ドメイン名の使用可能を保証するものではありません。また、当社は、お客様が保有ドメイン名を「まるごとホスティングⅡ」の利用に際して引き続き使用できないことによって損害が生じたとしても、一切責任を負いません。

第12条（ドメイン名登録申請事務手続の代行サービス）

- 1 当社は、当社が別途定める特定のドメイン名管理団体に対し、お客さまが使用を希望するドメイン名（以下「希望ドメイン名」という）の登録について、その申請事務手続の代行サービス（以下「代行サービス」といいます）を提供します。ただし、この登録申請事務手続の代行サービスの対象は、「まるごとホスティングⅡ」の利用において使用するドメイン名に限ります。
- 2 代行サービスの利用を希望する場合には、利用契約申込の際に、代行サービスの利用を希望する旨および希望ドメイン名を当社にお知らせください。なお、代行サービスは、希望ドメイン名の登録完了を保証するものではありません。
- 3 当社は、代行サービスの申込みを受けた場合、お客様が保有ドメイン名もしくは希望ドメイン名を「まるごとホスティングⅡ」で利用できるようにするため、当社が別途定める特定のドメイン名管理団体に対して必要な手続を行います。
- 4 前項の手続の完了後、通常であれば数日程度経過すると、保有ドメイン名もしくは希望ドメイン名で「まるごとホスティングⅡ」を利用することができるようになります。ただし、当社は、この利用可能までの必要期間を約束するものではありません。
- 5 当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名で「まるごとホスティングⅡ」を利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。その場合、当該電気通信事業者等の適切な協力が得られないときは、当該ドメイン名で「まるごとホスティングⅡ」を利用することができません。また、この結果につき、当社は一切責任を負いません。
- 6 当社は、代行サービスの結果につき、一切の責任を負いません。また、当社は、ドメイン名管理団体の行う登録手続が遅延し、またはドメイン名管理団体がその手続を怠ったことによりお客さまに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

第13条（ドメイン名の登録を維持するためのサービス）

当社は、当社が別途定める特定のドメイン名管理団体におけるお客様の登録を維持するため、必要と解される範囲のサービスを提供します。ただし、当社は、このサービスの結果を保証するものではなく、結果としてドメイン名の登録を維持することができなかったとしても、一切の責任を負いません。

第14条（主たるドメイン名）

- 1 利用契約の申込みの際には、「まるごとホスティングⅡ」の利用にあたって使用を希望する主たるドメイン名を当社に知らせてください。
- 2 お客様は、「まるごとホスティングⅡ」の利用にあたって使用する主たるドメイン名を前項のドメイン名と異なるものに変更することができません。
- 3 一つの利用契約につき一つのドメイン名に限り、これを主たるドメイン名として使用することができます。

第15条（ドメイン名管理団体の制限）

当社が代行サービス（12条）及びドメイン名の登録を維持するためのサービス（第13条）において手続を行うドメイン名管理団体は、米国 ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体に所属するものとします。

第16条（インターネットへの接続）

- 1 当社は、お客様がその端末機器をインターネットに接続するために必要とされるサービスを提供していません。
- 2 お客様は、「まるごとホスティングⅡ」の利用に際し、他の電気通信事業者との間において、お客様の端末機器をインターネットに接続するための手段（専用回線サービス利用契約の締結等）を、お客様の責任と負担によって用意する必要があります。

第17条（修補及びそれにかかわる免責）

- 1 お客様の依頼がない場合であっても、次の各号にうちいずれかの方法を選んで「まるごとホスティングⅡ」の修補を行うことがあります。
 - (1) 「まるごとホスティングⅡ」を動作させているサーバの筐体の取替
 - (2) 基本ソフトウェアの再インストール
 - (3) その他の修補
- 2 当社は、前項にもとづいて当社が修補を行い、またはこれを行わないことによりお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、お客様からの依頼によって「まるごとホスティングⅡ」の修補を行い、またはこれを行わないことにより生じた損害について、一切の責任を負いません。

第18条（パスワード等の管理）

- 1 お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザIDおよびパスワード（以下、あわせて「パスワード等」という）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
- 2 当社は、まるごとホスティングⅡを含む当社が運用する各種のサーバ（以下「当社のサーバ」という）にアクセスしようとする者に対し、パスワード等の入力を求めることによってアクセス権限の有無を確認するシステム（以下「パスワード照合システム」という）を用いる場合には、正しいユーザIDを構成する文字列と入力されたユーザIDを構成する文字列とが合致し、かつ、正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列とが合致した場合は、その入力者に正当なアクセス権限があるものとして取り扱います。
- 3 当社は、前項に定める運用によって生じた結果につき、一切の責任を負いません。
- 4 当社は、お客さまに発行したパスワード等が不正に使用されたことに起因して生じた一切の損害について責任を負いません。また、当社は、第三者がパスワード照合システムの動作を誤らせ、またはその他の方法で当社のサーバに不正にアクセスしたことにより生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 5 お客さまは、第1項において定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社が何らかの損害を蒙った場合、その全額を賠償する責任を負います。

第19条（過大な負荷を与えることの禁止）

お客さまは、当社のサーバまたはその他の設備に過大な負荷を与えるような方法で「まるごとホスティングⅡ」を利用してはいけません。

第20条（お客さまと第三者との間における紛争）

- 1 お客さまは、「まるごとホスティングⅡ」の利用に関し第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無、その他一切の紛争について、お客さま自身の責任と負担によって解決しなければなりません。
- 2 前項の場合において、万一、当社に何らかの負担が生じた場合、お客様はその全額を賠償する義務を負います。

第21条（インターネットにおける慣習の遵守）

お客さまは、「まるごとホスティングⅡ」の利用に関し、スパムメールの発信の禁止等インターネット参加者の間において確立している慣習を遵守しなければなりません。

第22条（利用上の禁止行為）

- 1 お客様は、「まるごとホスティングⅡ」を利用し、自ら或いは第三者をして、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行ってはいけません。
- 2 お客さまは、「まるごとホスティングⅡ」を利用し、自ら或いは第三者をして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という）の定める性風俗関連の営業を行い、または風営法の定める性風俗関連の営業に関する情報を第三者の閲覧もしくは利用に供してはいけません。
- 3 前項において定めるもののほか、お客さまは、「まるごとホスティングⅡ」を利用し、自ら或いは第三者をして、文字、画像、音声またはその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧もしくは利用に供してはいけません。
- 4 お客さまは、「まるごとホスティングⅡ」を第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為または公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、直ちにその旨を当社に届け出なくてはなりません。

第23条（契約上の地位の処分の禁止等）

- 1 お客さまは、利用契約に基づくお客さまの地位或いは利用契約に基づく一切の権利につき、これを第三者に譲渡、転賃、もしくは担保に供する等一切の処分をすることができません。
- 2 お客さまは、「まるごとホスティングⅡ」の全部の領域を、有償または無償を問わず、第三者に利用させることができません。ただし、「まるごとホスティングⅡ」の一部の領域に限定した場合は、この限りではありません。
- 3 前項によりお客さまが「まるごとホスティングⅡ」の一部の領域を第三者に利用させる場合において、その領域の利用者との間の権利・義務については全てお客様自身に帰属するものとし、当社は、当該領域の利用者に対し、如何なる責任・義務を負うことはありません。

第24条（機密情報の扱い）

- 1 お客さまは、当社の事業に関する技術上または営業上の情報であって公然と知られていないもの、または当社の顧客に関する情報（以下、これらをあわせて「機密情報」と総称する）を入手したときは、当社がこれを機密として管理しているか否かに関わらず、その入手した機密情報の存在もしくは内容を第三者に漏洩したり、自ら或いは第三者をして利用してはいけません。
- 2 前項の義務は、利用契約の終了後も継続するものとします。
- 3 お客さまは、利用契約の終了時まで、その保有する機密情報を完全に消去するか、当社に返還しなければなりません。

第25条（通知・連絡）

- 1 当社がお客さまに対して電子メール、郵便またはファックス等で何らかの通知をした場合には、速やかにその内容を熟読し、万一不明の点や異議のあるときは、当該通知が到達してから3営業日以内に当社宛に問い合わせをしなければなりません。
- 2 当社は、前項に定める期間内にお客様からの問い合わせがない場合、通知内容をお客さまが理解しているものとみなし、これに対しお客様は一切の異議申立ができません。
- 3 当社は、第2項を前提として「まるごとホスティングⅡ」のサービスの提供および利用契約に関するその他の事務を行い、このことによりお客さまに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。
- 4 当社名義の電子メール、郵便物またはファックス等をお客さまが受け取った場合において、その内容が明らかに合理性を欠く場合は、偽造された通知の可能性がありますので、速やかに当社までご連絡ください。
- 5 当社は、お客様から届出を受けている受領先に対して通知を発すれば足りるものとし、お客さまが届出事項の変更の届出を怠った或いは届出事項に誤りが存するために通知が到達しない場合は、通知の発信をもって「到達」とみなします。

第26条（当社からの問い合わせ）

- 1 当社は、「まるごとホスティングⅡ」をお客さまに提供するにあたり、ドメイン名管理団体もしくはその他の団体等との間で必要な事務手続を行うため、またはその他の必要があるときは、電子メール、郵便またはファックス等の方法で、お客さまに対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
- 2 前項の問い合わせがあった場合、お客様は速やかに問い合わせ事項の回答をしなければなりません。
- 3 当社は、お客さまに対する問い合わせを行った日（問い合わせの発信日）から1カ月を経過しても問い合わせ事項に対する回答がなされないもしくは不完全な回答しか得られないため、当社が必要な手続またはその他の事務等を履践することができないときは、「まるごとホスティングⅡ」の提供を停止することがあります。
- 4 前項の規定は、お客さまが届出事項の変更の届出を行わないために本条第1項の問い合わせがお客さまに到達しない場合に準用します。
- 5 前2項に基づき、当社が「まるごとホスティングⅡ」の提供を取り止める旨をお客さまに通知したときは、その通知がお客さまに到達した日をもって、お客様は当該サービスの提供を受ける権利を失うものとします。当社は、これによってお客さまに損害が生じたとしても一切の責任を負いません。
- 6 お客さまは、本条によって当社が「まるごとホスティングⅡ」の提供を取り止め、そのサービスを受用できなくなった場合であっても、すでに当社に支払った料金の返還請求をすることができません。

第27条（変更の届出）

- 1 お客様は、申込書に記入した事項について変更があったときは、当社が別途定める方法に従って変更があった旨および変更の内容を速やかに届け出てください。
- 2 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実及び内容を確認するまでは、変更がないものとして「まるごとホスティングⅡ」の提供および利用契約に関するその他の事務を行えば足りるものとし、これによってお客さまに損害が生じたとしても一切の責任を負いません。
- 3 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にも適用されます。
- 4 本条第1項および第2項の規定は、相続または合併等によって利用契約に基づくお客さまの地位の承継が発生した場合にも準用します。この場合には、利用契約に基づくお客さまの地位の承継人が第1項に定める変更の届出を行うものとします。

第28条（まるごとホスティングⅡの利用に関する規則）

- 1 当社は、「まるごとホスティングⅡ」の利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにする等の目的のため、本約款とは別に、予告なく「まるごとホスティングⅡ」の利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法でお客さまに知らせます。
- 2 当社は、本約款及び前項に定める「まるごとホスティングⅡの利用に関する規則」の内容を予告なく改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法でお客さまに知らせます。
- 3 お客さまは、本約款のみならず「まるごとホスティングⅡの利用に関する規則」も遵守しなければなりません。

第29条（サービス提供の停止）

- 1 当社は、お客様が以下の事由に該当する場合、何らの事前の通知・催告なく、即時に「まるごとホスティングⅡ」のサービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 第45条第1項各号の何れかに該当する場合
 - (2) 第22条に定める禁止行為の何れかに該当する場合
 - (3) 第23条1項或いは2項に違反した場合
 - (4) 第23条3項或いは4項に該当する場合
- 2 前項の場合、お客様は、既に支払済みの料金について返還請求をすることはできません。
- 3 当社は、本条第1項に基づき「まるごとホスティングⅡ」のサービス提供を停止したことによってお客さま損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

第30条（まるごとホスティングⅡの廃止）

- 1 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している「まるごとホスティングⅡ」の全部または一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、「まるごとホスティングⅡ」の廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。
- 3 当社は、「まるごとホスティングⅡ」の廃止によってお客さまに損害が生じたとしても、一切の責任を負いません。

第31条（免責）

- 1 当社は、次の各号のいずれかの事由によりお客さままたは第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
 - (1) 「まるごとホスティングⅡ」に蓄積または転送されたデータ、プログラムおよびその他一切の電磁的記録（以下、単に「データ等」という。）が、当社のサーバもしくはその他の設備の故障またはその他の事由により滅失し、毀損し、または外部に漏れること。
 - (2) お客様またはお客様が許可した第三者が「まるごとホスティングⅡ」に接続することができず、または「まるごとホスティングⅡ」に接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
 - (3) お客様またはお客様が許可した第三者が「まるごとホスティングⅡ」に蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、またはこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
- 2 当社は、前項各号の事由によるもののほか、「まるごとホスティングⅡ」自体によりお客様または第三者に生じた損害、および「まるごとホスティングⅡ」に関連してお客様または第三者に生じた損害について、当社の過失の有無やその程度に関わらず、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等によりお客様が「まるごとホスティングⅡ」を適切に利用することができなくなった場合であっても、これにより生じた損害について、一切の責任を負いません。

第32条（消費者契約に関する免責の特則）

- 1 本約款の各条項のうち、次の各号に掲げるものは、個人のお客さま（事業としてまたは事業のために利用契約の当事者となったお客さまを除く。）については当社の損害賠償責任の全部を否定するのではなく、月額利用料金としてお客さまが当社に支払った3ヶ月分の金額を限度として、当社が賠償責任を負うと読み替えるものとします。
 - (1) 当社の債務不履行によりお客さまに生じた損害の賠償責任の全部を否定する旨を定める条項。
 - (2) 利用契約に基づく当社の債務の履行に際してなされた当社の不法行為に起因して生じた損害賠償の全部を否定する旨を定める条項。
 - (3) 利用契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、その瑕疵によりお客さまに生じた損害を賠償する責任の全部を否定する旨を定める条項。

第33条 (サポート)

- 1 当社は、別途定めるところに従い、利用契約に基づいて提供するハードウェアおよびネットワークに関するお客様からの問い合わせに回答するサービス（以下「サポート」という）を提供します。ただし、サービスプランによってはこの限りではありません。
- 2 サポートは、当社が別に定める時間内に限り実施します。

第34条 (ログの非公開)

- 1 当社は、特段の定めをした場合を除くほか、当社がお客様に提供する「まるごとホスティングⅡ」に対するアクセス状況の記録（以下「ログ」という）をお客様に知らせることはいたしません。
- 2 当社は、ログの内容をお客様に知らせないことによって生じた損害について、一切の責任を負いません。

第35条 (データ等のバックアップ)

- 1 当社は、特段の定めをした場合を除くほか、「まるごとホスティングⅡ」に保存されたデータ等について、あらかじめその複製を行うサービスは提供しません。
- 2 当社は、「まるごとホスティングⅡ」に保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、それを復元するサービスは提供しません。
- 3 当社は、「まるごとホスティングⅡ」に保存されたデータ等が何らかの事由により毀滅した場合において、これによって生じた損害について一切の責任を負いません。
- 4 当社は、お客様に対し、お客様自身で「まるごとホスティングⅡ」に保存されたデータ等の毀滅に備え定期的にその複製を行うことを強く推奨します。

第36条 (料金の種類)

- 1 お客様は、当社に対し、以下の各号の料金を支払うものとします。
 - (1) 新規セットアップ料金
 - (2) 月額利用料金
 - (3) ドメイン名維持料金
- 2 お客様は、代行サービス（12条）を利用する場合、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手数料代料金を当社に支払うものとします。
- 3 お客様は、第10条に基づいて当社が定めるオプションサービスを利用する場合、前2項において定める料金のほか、オプション料金を当社に支払うものとします。
- 4 当社は、既存の特定のサービスプランまたは新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客様について、前3項において定める料金以外の料金を当社に支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、お客様は前3項において定める料金のほか、当社が定める料金を支払わなければなりません。
- 5 「まるごとホスティングⅡ」の利用およびその料金の支払に際して生じる公租公課等については、お客様が負担するものとします。
- 6 銀行振込手数料および料金の支払に際して生じる費用については、お客様が負担するものとします。
- 7 本条の規定は、第42条ないし第43条において定めるところにより利用契約が更新される場合に準用します。ただし、本条第1項第1号の料金については、この限りではありません。
- 8 当社は、既存の特定のサービスプランまたは新たに設ける特定のサービスプランを利用するお客様について、データ転送料金を別途支払うべき旨を定める場合があります。この場合には、お客様は、当月において「まるごとホスティングⅡ」から他所へ転送されたデータの量に応じたデータ転送料金を当社が別に定める期限まで支払わなければなりません。万一、お客様が期限までにデータ転送料金を支払わない場合には、その期限の翌日から支払済みまで元本に対し年12%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。

第37条（料金の価格）

- 1 当社は、前条において規定するすべての料金について、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法で客さまに知らせることとします。
- 2 当社は、定めた各料金の価格を予告なく変更することがあります。変更された料金の価格は、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法で客さまに知らせることとします。

第38条（料金の支払方法）

- 1 お客様は、利用契約の申込の際、料金の支払方法として次の各号のいずれかを選ぶものとします。
 - (1) 当社もしくは販売店の銀行預金口座への振込
 - (2) お客様の銀行預金口座または郵便貯金口座からの自動引落（口座引落は、当社或いは販売店名義となります）
- 2 お客様が口座からの自動引落を選ぶ場合には、利用契約の申込の際、所定の書類に利用を希望する引落用口座に関する事項をもれなく記載し、必要がある場合は金融機関への届出印で押印のうえ、当社或いは販売店に提出しなければなりません。
- 3 お客様が利用する商品・サービスとの兼ね合い等により別段の定めがある場合、もしくはお客様が販売店との間で別途合意をした場合は、それらの定め・合意内容に従うものとします。
- 4 サービスプランまたは利用契約の存続期間によっては、本条第1項各号の支払方法のうち、利用することのできない支払方法がある場合があります。その場合は、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法でこれをお客さまに知らせますので、それ以外の支払方法を選んでください。
- 5 当社は、特定のお客さまについて、本条第1項各号の支払方法と異なる支払方法を指定する場合があります。その場合は、お客様は指定された支払方法に従わなければなりません。

第39条（料金の支払時期）

- 1 料金（第36条）は、これを前払いとします。ただし、第36条8項において定めるデータ転送料金については、この限りではありません。
- 2 前項にかかわらず、お客様が提供を受ける商品・サービスとの兼ね合い等により別段の定めがある場合、もしくはお客様が別途販売店との間で合意をした場合は、それらの定め・合意内容に従うものとします。

第40条（第7条1項(1)のサービスの利用不能の際の料金の返金）

1 当社の責めに帰すべき事由により本約款第7条1項(1)のサービスをお客様が利用することができなかった場合に限り、当社は、以下の方法に従って算出される金額を返金します。ただし、返金が適用となるお客様は、当社が別途定める方法により、第7条1項(1)のサービスが利用不能との事実を当社に通知したお客さまに限りです。

- (1) 当月において第7条1項(1)のサービスを利用することのできた時間を、当月の総時間で除して稼働率を算出する。
- (2) 稼働率について以下の区分に従った割合を、お客様が当月分の月額利用料金として支払った金額に乗じて算出される金額を、当社が別途定める方法で返金する。ただし、100円未満の金額は切り捨てるものとします。

番号	稼働率	返金率
1	98.0%から99.8%まで	10%
2	95.0%から97.9%まで	25%
3	90.0%から94.9%まで	50%
4	89.9%以下	100%

2 前項にもとづく返金額の算出にあたっては、第7条1項(1)のサービスの利用不能の期間は、前項の通知が当社に到達し、当社が利用不能の事実を確認した時からこれを起算するものとします。

3 当社は、お客さまが第7条1項(1)のサービスの利用不能の後最初に支払う月額利用料金の金額を、約定の月額利用料金から返金すべき金額を減じた金額とすることをもって前項の返金に代える場合があります。

4 前3項において定める返金の要件を満たす場合であっても、第7条1項(1)のサービスの利用不能が次の各号のいずれかの事由に起因するときは、返金をしません。

- (1) お客さまが利用約款の定める義務に違背したためにサービスの利用不能が生じたとき。
- (2) 当社がウェブサイトへの掲載等適切と判断する方法によって事前にお客さまに知らせた日時にサーバまたはその他の設備の保守等のための作業を行ったこと。
- (3) 戦争、暴動、同盟罷業、内戦等が発生したこと、または通商を禁止する措置がとられたこと。
- (4) 火災、洪水等の天災地変その他電気通信の障害や遅延が生じたこと。
- (5) 第三者によってウイルスの配布やクラッキングが行われたこと。
- (6) 電子商取引、代金の決済、チャット、統計、またはその他の用途のソフトウェアに瑕疵があったこと。
- (7) 当社が運用するWWWサーバを適切に動作させるために必要な部品や電力等の供給を当社が受けられないこと。
- (8) お客様がサーバに保存したソフトウェア或いはデータを原因とする場合。

第41条（契約期間）

1 申込みの際にお客さまが選んだ契約期間をもって、利用契約の契約期間とします。

2 月の途中で利用契約が成立した場合には、利用契約の成立した日から契約期間に相当する期間が経過した日をもって、利用契約の満了日とします。

3 前2項によって契約期間の満了日とされる日が金融機関の休日のときは、前2項の規定に関わらず、その日以前の金融機関の直近の営業日までの期間を利用契約の満了日とします。

4 前3項にかかわらず、お客様が提供を受ける商品・サービスとの兼ね合い等により別途の定めがある場合、もしくはお客様が別途販売店との間で合意をした場合は、それらの定め・合意内容に従うものとします。

5 前4項の規定は、利用契約の更新の際にも準用します。この場合には、本条における「成立した」は「更新された」と読み替えるものとします。

第42条（銀行振込の場合のまるごとホスティングII 利用契約の更新）

- 1 料金の支払方法（38条）として当社の銀行口座への振込を選んだお客さまが利用契約を更新しようとする場合には、当社が指定した日（金融機関の休日は除く）までに、第36条で定める料金およびこれに対する消費税相当額の合計額（以下「所定の料金等」という。）を、あらかじめ当社が指定する銀行口座宛に振り込むものとします。ただし、振込手数料はお客様の負担とします。
- 2 前項に従ってお客様所定の料金等に相当する金額を当社の銀行口座に振り込んだときは、利用契約は、契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
- 3 お客さまが当社が指定した日（金融機関の休日は除く）までに所定の料金等に相当する金額の振り込みを完了しない場合には、利用契約は当初の契約期間の満了日をもって終了します。ただし、お客さまが当社が指定した期限までに所定の料金等に相当する金額を振り込まなかった場合でも、当社が契約期間の満了日までに支払いを確認できた場合に限り、利用契約は従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
- 4 当社は、本条において定める振込による支払について、当社がお客様による振込みの事実を確認できるまでは、その振込または支払がないものとして取り扱います。当社は、このことによってお客さまに損害が生じたとしても一切の責任を負いません。
- 5 前4項にかかわらず、お客様が提供を受ける商品・サービスとの兼ね合い等により別途の定めがある場合、もしくはお客様が別途販売店との間で合意をした場合は、それらの定め・合意内容に従うものとします。

第43条（自動引落の場合のまるごとホスティングII 利用契約の更新）

- 1 料金の支払方法（38条）として銀行預金口座または郵便貯金口座からの自動引落を選んだお客様の利用契約の更新については、お客様から契約期間の満了日の1ヶ月前までに利用契約を更新しない旨の書面による通知がないときは、自動的に契約期間の満了の時に従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
- 2 お客様からの利用契約を更新しない旨の書面による通知が契約期間の満了日の1ヶ月前までに当社に到達した場合、又は、更新拒絶の通知が到達しない場合であっても、契約期間の満了するまでに金融機関の口座からの自動引き落としの手続が完了しない場合には、原則として、利用契約は契約期間の満了日をもって終了するものとします。
- 3 契約期間が満了するまでに金融機関の口座からの自動引き落としの手続が完了しなかった場合といえども、契約期間の満了日から起算して10日間を経過するまでに同手続が完了し、またはその他の方法によってお客さまが所定の料金等を支払ったときは、利用契約は契約期間の満了の時に遡って従前と同一の内容をもって更新されるものとします。
- 4 当社は、本条において定める支払について、当社が口座引落の完了の事実を確認できるまでは支払がないものとして取り扱います。当社は、このことによってお客さまに損害が生じたとしても一切の責任を負いません。
- 5 前4項にかかわらず、お客様が提供を受ける商品・サービスとの兼ね合い等により別途の定めがある場合、もしくはお客様が別途販売店との間で合意をした場合は、それらの定め・合意内容に従うものとします。

第44条（お客さまの行う解除）

- 1 お客さまは、いつでも将来に向かって利用契約の解除を行うことができます。
- 2 前項の解除権を行使する場合には、当社の定める方式に従って当社に対して解除の通知を行わなければならない、当社の定める方式に従わない場合には解除の効果は生じません。
- 3 お客さまが前2項に基づいて利用契約解除の意思表示を行ったときは、利用契約は解除通知においてお客さまが指定した日（解除の意思表示が当社に到達した日以降）をもって終了するものとします。ただし、単月でのご契約については、毎月20日までに解除の通知を当社が受理した場合に翌月末をもって利用契約が終了するものとします。
- 4 お客さまは、契約期間内に利用契約の解除を行った場合であっても、すでに当社に支払済の所定の料金等の返還を請求することはできません。
- 5 お客さまは、契約期間内に利用契約の解除を行った場合であっても、当初の契約期間満了日までの所定の料金等に相当する金額を違約金として支払わなければなりません。
- 6 前5項にかかわらず、お客さまが提供を受ける商品・サービスとの兼ね合い等により別途の定めがある場合、もしくはお客さまが別途販売店との間で合意をした場合は、それらの定め・合意内容に従うものとします。

第45条（当社の行う解除）

- 1 当社は、お客さまについて以下の各号の事由の一つが認められる場合、直ちに事前の通知・催告なくして利用契約を解除することができます。ただし、損害賠償の請求を妨げません。
 - (1) 本約款の各条項の一つに違反した場合。
 - (2) 所定の料金等の支払いが1日でも遅滞した場合。
 - (3) お客さまが振りだした或いは引き受けた手形・小切手が、1回でも不渡処分を受けたとき。
 - (4) お客さまについて、破産手続、民事再生手続、会社更生手続の申立がなされたとき。
 - (5) お客さまが、当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
 - (6) お客さまが反社会的な団体である場合またはお客さまが反社会的な団体の構成員である場合。
 - (7) 前各号において定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合または重大な支障の生じる恐れがある場合。
- 2 前項に基づき解除がなされた場合、利用契約は、解除の通知がお客さまに到達した日をもって終了するものとします。
- 3 第1項に基づく利用契約の解除がなされた場合、お客さまは、既に当社に支払済の所定の料金等の返還を請求することはできません。
- 4 お客さまは、契約期間内に利用契約の解除を行った場合であっても、当初の契約期間満了日までの所定の料金等に相当する金額を違約金として支払わなければなりません。
- 5 前4項にかかわらず、お客さまが提供を受ける商品・サービスとの兼ね合い等により別途の定めがある場合、もしくはお客さまが別途販売店との間で合意をした場合は、それらの定め・合意内容に従うものとします。

第46条（準拠法）

利用契約にもとづく権利・義務の処理には、日本国の法令が適用されるものとします。

第47条（裁判管轄）

利用契約に基づく紛争にかかる裁判については、東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。他の裁判所について生じる法定管轄は、本条における合意をもってこれを排除します。

第48条（紛争の解決のための努力）

利用契約の当事者は、利用契約に基づいて争いが生じたときは、信義誠実の原則及び相互の協力の精神に則り、解決のための努力をするものとします。

第49条（まるごとホスティングⅡ 利用約款の改定）

当社は、本約款の内容を改定することがあります。その場合、当社のウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法で皆さまに知らせることとし、その時点で本約款は変更され、変更された約款がお客様との間に適用されるものとなります。

附則（2007年6月1日作定）

このまるごとホスティングⅡ利用約款は、2007年6月1日に作定し、即日実施します。

附則（2010年2月2日改定）

このまるごとホスティングⅡ利用約款は、2010年2月2日に改定し、即日実施します。

附則（2010年8月4日改定）

このまるごとホスティングⅡ利用約款は、2010年8月4日に改定し、即日実施します。